

福島市告示第 157 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により認可したタウン蓬莱町町会(平成11年5月7日告示第63号)から、同条第11項の規定による届出(告示された事項に変更があった旨の届出)があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月15日

福島市長 木 幡 浩

1 区域

福島市蓬莱町二丁目のうち、3番8号から3番31号まで、
101番1号から117番6号まで、23番10号から27番47号まで